

みのる法律事務所
第 2 3 9 号
平成 2 2 年 3 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實

〒 021-0853
岩手県一関市字相去 57 番地 5
TEL : 0191-23-8960
FAX : 0191-23-8950
✉ minoru@minoru-law.com



保証制度は、廃止されなければならない

○ 保証は「弱肉強食」の制度



私は、昔から「保証制度は、廃止されなければならない」と主張してきました。その考え方は、今も変わりありません。

なぜ、そのように主張するのかの理由ですが、結論は「保証制度は、弱肉強食の制度」だからです。金を貸す強い立場の者が、金を借りなければならない弱い立場の者の弱みに付け込む制度だからです。弱い者は、その肉を強い者の餌にされて食べられてしまうのです。文字どおり、弱い者は肉となり、強い者はその肉を食べるといっわけです。

「今、100万円の金がなければ、手形を下ろせず倒産してしまう」という状況に追い込まれた事業経営者は、手形の支払期日前に何とか100万円を作らなければなりません。これまで取引していた銀行は「これ以上、資金を出せない」と言うのですから、銀行に頼むことはできません。

そこで、銀行ではない金貸しから、金を借りようとするわけです。そのような苦しい状況に陥っている事業経営者に対し、金貸しは過酷な要求をします。その1つは、「高利」であり、もう1つは「保証」です。

「高利」と「保証」によって、強い金貸しは、弱い借主を餌食にするのです。まさに「弱肉強食」です。

○ 契約自由の原則

民法の三大原則は、①契約自由の原則、②所有権絶対の原則、③過失責任の原則です。

簡単に言うと、①は「契約はやる人の自由であり、国は関与しない」というものです。②は「個人の所有権は、国といえども侵すことはできない」というものです。③は「落ち度がなければ、責任がない」というものです。

今回は、この三大原則のうち「契約」の問題ですから、①の「契約自由の原則」についてです。契約は、それを結ぶ人の自由であり、国が関与しないとするのは、国や法律以前にある個人の自由意思を尊重するものであり、そのこと自体は間違っていないです。

○ 利息に関する契約は自由だった

契約自由の原則から言えば、「利息をいくらに決めるかは、契約する人の自由」ということになります。ですから、かつては強い立場の貸主が、弱い立場の借主に対し、「100万円貸してやるが、1か月後には200万円にして返せ」などと要求することが多くありました。どうしても今すぐ100万円が必要な借主は、「わかりました」と貸主の申し入れを承諾します。契約は成立します。これですと、1か月100%の利息ですから、1年の利息にすると1,200%ということになります。

契約自由の原則から言えば、「契約の当事者、つまり貸す方と借りる方が契約したのだから、それは尊重しなければならない」ということになります。ですから、こういう契約も有効ということになります。

○ 有効、無効

契約が有効ということは、「契約どおりにやらない人がいたら、裁判所が手を貸して契約どおりにやらせる」ということです。

無効ということは、「契約どおりやらなくとも、裁判所が手を貸して契約どおりやらせることはしない」という意味です。

ですから、年1,200%の金利の約定も有効だということになれば、裁判所は、借主がその支払いをしない場合には強制執行など国の力で契約どおりにやらせることになります。

これでは、国が弱肉強食を助長する結果となることは明々白々です。

○ 「高利は無効」とする判例の出現

そこで裁判所は、あまりに高い利息の約束（契約）は無効とするようになりました。民法第90条は、「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする契約は、無効とする」と定めています。裁判所は、この規定を高利に対し使うようになりました。

「年1, 200%の金利はあまりに暴利で、民法第90条のいう公序良俗に反する契約だから無効だ」というわけです。

ただ、有効、無効の判断は法律で決めたわけではないので、裁判所によって、また事件によって、何%までが有効で、何%以上が無効かということが統一されていませんでした。ですから、いろいろな判決が出されました。

○ 利息制限法

そこで、昭和29年（1954年）に「利息制限法」という法律が作られました。それによると、①元本の額が10万円未満の場合は年20%、②元本の額が10万円以上100万円未満の場合は年18%、③元本の額が100万円以上の場合は年15%と定められています。

ただ、利息制限法は、この定めを超えた利息については無効、つまり「裁判所は、その取立に手を貸さない」と定めただけで、借主が勝手に払うことは許されていました。また、これに反したからといって処罰規定などはありませんでした。ですから、利息制限法が施行されてからも利息制限法の定めを超えて利息を取る金貸しはたくさんいました。

その取立の厳しさに耐えきれず、自殺する人も多くいました。

○ 出資法

利息制限法ができると同時に、悪質な金貸しを抑えるために「出資法」（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）が作られました。この法律はたびたび改正されていますが、現時点では概ね次のとおりです。

「高金利の処罰」規定では、「年109.5%を超える割合による利息の契約をしたときは、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」とあります。

さらに、金銭の貸付を行う者が業として金銭の貸付を行う場合は、年29.2%を超える割合による利息の契約をしたときも同じ処罰となっています。つまり、金融業者はそうでない人より厳しい取扱いを受けています。

○ 保証は、見落とされている

弱肉強食を阻止するために、金利については判例が民法第90条の「公序良俗」の規定を使って高利を抑えたり、利息制限法を作ったり、出資法で処罰規定をおくなどして、国は対策を講じてきました。

強い金貸しが弱い借主を餌とする手段となる、もう一方の「保証」については、これまで金利ほど意識されずにきていました。私は、「保証こそ、弱肉強食の典型だから廃止すべきだ」と主張してきたわけです。しかし、国にも国民にもあまり強い関心は持たれませんでした。

○ 『情が仇、仇は情』

私は、平成17年（2005年）9月に、『田舎弁護士の大衆法律学 保証の巻 情が仇、仇は情』（本の森）を発行しました。その中で、「保証制度は、廃止すべき制度だ」ということを強調しました。

弁護士や裁判官などの法曹関係者の中には同じような考え方の人がいましたが、国や政府や国会はそれほど熱心にこの問題を議論してくれませんでした。国民も声を上げることはしませんでした。歯がゆい思いをさせられてきました。

○ マニフェスト

ところが、平成21年（2009年）8月の衆議院選挙の民主党マニフェスト（政権公約）の中に、「政府系金融機関の中小企業に対する融資について、個人保証を撤廃する」、「自殺の大きな要因ともなっている連帯保証人制度について、廃止を含め、あり方を検討する」という部分がありました。

今、これがどのように進んでいるのかは見えません。政治と金の問題、内閣の不協和音などのいわば権力争いともいえるべき面の報道ばかりが多く、「保証」の問題等を知らせてくれる報道は皆無です。



民主党は、マニフェストに掲げたのですから、是非実行してほしいのです。政治は、政策を推し進める場です。権力と金ばかりに執着している政治家は、選任権のあるわれわれ国民が辞めさせなければならないのです。

○ 金融機関の責任

銀行を頂点とする金融機関は、事業経営者に運転資金を貸し出す場合には、「金を借りる事業者がその事業経営から借入金の支払いができるかどうか」を見極めなければならないはずで、それは、金融機関としては最も大事な仕事です。その見極めが間違っていれば、貸した金が回収できなくなるからです。それが金融機関の責任です。

ですから、金融機関は、金を貸す相手の事業内容をきちんと把握し、金を貸してからも事業が順調に経営されるよう見守らなければならないはずで、倒産されたりしたら、貸した金が返らなくなるからです。そこから、金融機関は融資した企業に対して指導をし、その企業を育てていこうという姿勢が生まれます。それが金融機関の本来あるべき姿です。

○ 保証は、金融機関を怠け者にする

ところが、「保証」という制度が、金融機関の責任である「貸した相手から貸し金を間違いなく回収できるか」という見極め作業をいい加減にさせる結果となっています。

なぜなら、金融機関は「事業経営者から貸し金を回収できなくても、保証人から回収できればよい」と考えるからです。こうなると、貸し付ける相手の事業経営能力や支払い能力を見極めるという難しい作業は止め、「確実に支払える保証人を付けなければ貸さない」というやり方を安易に取ることとなります。

その結果、金融機関は怠け者になってしまいます。

本来なら、金を貸す相手の実態を調べ、将来性を見越して融資を決定すべきなのに、貸主としてのその努力はしないで、「保証人を付けなければ貸さない」と、弱い借主にその責任を押し付けているのです。

○ 百獣の王・ライオン 銀行の責任

金融機関は、銀行、商工ローン、消費者金融（サラ金）、ヤミ金融、暴力金融など、いろいろなレベルがあります。銀行はその頂点にあり、いわば百獣の王・ライオンです。威張っています。「担保を出さなければ貸さない」、「保証人を付けなければ貸さない」と、まるで王様のようなのです。

担保を出せない、銀行が気に入るような保証人を頼めない人は、銀行からは金を借りられず、商工ローン以下に頼むこととなります。借主としての条件の悪い人、トコトン困っている人は、ヤミ金融や暴力金融に手を出すこととなります。貸してくれるところは、そこしかないのです。

ここまで来るには、金融界の王、金融界のライオンである銀行の責任を看過できません。銀行が本来の責任を十分に果たし、事業経営の実態を見極め、企業を健全に育成しながら事業資金を融資していれば、ここまで落ちずに済んだ事業家が多くいます。銀行は、強い立場にあるだけにその責任も重いのです。銀行にはその意識が隅々まで行き渡ってはいません。これは金融業にも手を出している農協、漁協なども同じです。

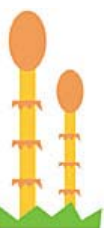
○ 保証は、自殺者と怠け者を生む

「保証」という制度が自殺の大きな要因となっていることは、民主党のマニフェストも認めています。私は以前より講演や出版物においてそのことを強調してきました。「保証」は、一方では自殺者を生みます。

他方、「保証」は金融機関を怠け者にしてしまったのです。事業資金の貸借は、資金を借りた者がその資金を利用し、利益を図り、その利益の中から金融機関に金利を支払うというのが本来のあるべき姿です。

それが、「保証」という制度があるため、金融機関は貸し付けた資金が有効に利用されるかどうかなどには関心がなくなり、「その資金が有効に利用されなくても保証人から貸した金が回収できればよい」というやり方ができるようになり、怠け者となってしまいました。これでは国の経済活動は停滞してしまいます。

「保証」は、自殺者と怠け者を生んでしまったのです。





壺の中の人生

つまみ食い あんなに旨い ものなのに
食べ放題では さほどでもなし



平成22年3月20日
青空浮世乃捨



台所のテーブルで向かい合って食べている家内の「きんぴらごぼう」が気になって仕方ありませんでした。照りがあり、いかにも味が染み込んでいるような「きんぴらごぼう」です。喉から手が出るほど食べたかったのですが、出浦先生からたんぱく質と食塩を厳しく制限されていますので、手を出さずに我慢していました。

家内が後ろを向いた隙に、「きんぴらごぼう」をつまみ食いしました。昇天するほど美味でした。オーバーな物言いだと言われそうですが、旨さが頭のとっぺんまで上ってきて、「このまま死んでもよい」と思うほどでした。

出浦先生の診察が終わった日は、「**食事療法の解放日**」としています。家内に、「今度の解放日には、必ずきんぴらごぼうを出してくれ！」と予め申し入れておきました。

家内は、解放日の夕食に「きんぴらごぼう」をどっさりと出してくれました。待ちに待っていましたので、がっついて口一杯に詰め込みました。3, 4口、それを繰り返しました。

どういわけか、家内の目を盗んでつまみ食いしたときの「きんぴらごぼう」ほど、美味しくはありませんでした。「なぜだろう」という思いが湧いてきました。

翌朝のウォーキング中も、その印象が頭から離れませんでした。そこで、

つまみ食い あんなに旨い ものなのに
食べ放題では さほどでもなし

という狂歌がスーッと出てきました。

実に拙い狂歌です。皆さんに披露できるような代物ではありません。ですが、私の気持ちがストレートに出ています。

去る3月28日（日）に、株式会社日本栄養新報社（代表取締役・行川正幸氏）主催の「腎臓病・栄養食事療法フォーラム」が神戸市の兵庫県中央労働センターで開催されました。会場に入りきれない人が多く出るほど参加者が集まり、盛会でした。

私もシンポジストとして講演をさせていただきました。私の出番は昼食直後の午後1時からでしたので、「聴く人が眠くなるのではないか」という不安がありました。眠くならないようにと思い、話の切り出しは堅くない話とと思い、この狂歌を紹介しました。

笑う人、頷く人がたくさんいました。この話が一区切りしたところで、会場一杯の拍手を頂戴しました。嬉しくなりました。こうなると、話す方はノッてきます。聴く方も、私の方に目や耳を向けてくれます。最後まで楽しい時間を会場一杯の人々と共にすることができました。

「こんなつまらぬ狂歌が、何であんなにウケたのだろうか」と考えてみました。聴いている皆さんの反応を見ていたら、「そうだ、そうだ！」とか「そのとおり！」などという様子が伝わってきました。

聴いている皆さんも、同じような体験をしたことがあったのではないのでしょうか。私の狂歌に、「わかる、わかる！」、「自分も同じ経験をしたことがある」と共感してくれたのではないのでしょうか。多くの方が頷いてくれていたので間違いのないと思います。

私は、いつかこの事務所便りで、「これからは、本を読んでくれた人や講演を聴いてくれた人が、『言われてみれば、そのとおりだ！』と思ってくれるようなことを書いたり、話したりしたい」と述べたことがあります。

普段、心の底にありながら、それが意識の表に出ないでいることはたくさんあります。誰かの一言で、その心の底に潜んでいたものがはっきりと意識されることはよくあることです。それが、「言われてみれば、そのとおりだ！」ということではないのでしょうか。

「つまみ食いは旨い」という実感は、どなたも持っているだろうと思います。「食べ放題食べられる」という状況では、同じものを食べても、つまみ食いほど旨くはないという経験を誰もが持っているのではないのでしょうか。同じようなことは、つまみ食いに限らず世の中にゴロゴロしています。

なぜ、こうなるのでしょうか。このことを少しだけ掘り下げてみたい気がしてきました。

浄土宗の開祖・法然^{ほうねん}（1133-1212、鎌倉前期の僧）は、「壺中^{こちゅう}、日月長し^{じつげつ}」と述べたそうです。「人間の一生は、壺^{つぼ}の中で過ごすようなものだ」という意味のようです。つまり、「人は、制約の中で生かされているものだ」というような意味かもしれません。

その上で法然は、「制約された中で、人生を楽しまなければならない」と教えているのだと思います。「制約があるのは当たり前だ。その制約の中で自由を見つけ、人生を楽しまなければならない」というわけです。

人間は、生まれたときから制約を受けています。生まれる国を選ばず、町を選ばず、親を選ばません。生まれた瞬間から多くの制約がつきまわっています。

親に経済力がなければ、少なくとも子供時代は経済的制約を受けざるを得ません。肉体的に虚弱であれば、肉体的制約を受けざるを得ません。バスケット選手になりたいと思っても、背が低くては制約があります。モデルになりたいと思っても、スタイルが悪く、不美人であれば制約があります。

腎不全を患って、食べるものを制限されることも制約の1つです。

人間は、それぞれ誰もがいろいろな制約の中で生きています。その制約をどのように受け止めればいいのでしょうか。これが今回の中心テーマです。

結論を先に言ってしまうと、「制約を楽しめばよい」のです。法然が喝破したように、「人生は、制約の中にある。そして、その中にこそ自由がある」と考えることが大事です。

制約があることを苦にしたなら、人生ほどつまらないものはありません。逆に、制約自体を楽しめば、人生はパラダイスに変わります。

私は、腎不全によって食事制限を受けていることを、「ありがたい」と思い、楽しんでます。食事制限をしているから、食べ放題は許されず、その結果、つまみ食いが昇天するほど美味しいものとなるのです。感動するのです。

私は、現役の弁護士ですから、経済的には困りません。皆さんから山海の珍味を頂戴することも多くあります。もし、食事制限をしていなかったら、食べたいものを食べ放題食べてしまい、あのつまみ食いの素晴らしさを味わうことも、感動することもないと思います。

制約があるから、感動するのです。制約があるから、制約のない人と比べ、感動が大きくなるのです。

先日、来所したご婦人が、「何年か前に、がんの手術を受けた。定期検診のときに『異常がない』と診断されたときのあの嬉しさは、口では言い表せない。あまりに嬉しくなり、病院の帰途、普段買えないような高価な衣類まで買ってしまおう」とおっし

やっていましたが、心底より共鳴しました。診察で「異常がない」と言われても、健康者にはさほど感動は湧かないと思います。

がんの手術を受けたこのご婦人や、いつ透析に入ってもおかしくない状態の私にとっては、「大丈夫だ」という診察結果ほど嬉しいことはないのです。「もう少し、生かしてもらえそうだ」との感動は、そのような病を持つ者でなければ味わえない、深い深い感動です。

負け惜しみのように聞こえるかもしれませんが、「**病気**という制約を持つことによって、心の底からの深い感動を味わうことができる」ということを伝えたいのです。

経済的に、または肉体的に、または人間関係において重い制約がある方もおられると思いますが、その制約の中で人生を楽しむことを考えなければならないと思います。

人生は、「壺中^{こちゅう}、日月長し^{じつげつ}」です。一生壺の中で、つまり、制約の中で生きるものなのです。「壺の中こそ、自分の全宇宙だ」と考えて生きる他はないのです。

現実生活は壺の中であり、多くの制約の中にあります。だから、それほど自由にやりたいことをやれるわけではありません。

だが、壺の中にあっても、心だけは自由に壺の外に出ることができます。たった70～80年の人生ですが、頭の中で考えたり、心の中では江戸時代に戻ることも、1000年先に行くこともできます。何万年前に戻ることも、何万年先に行くこともできます。私はこれまで外国に行ったことがありません。東北地方の片田舎で田舎弁護士として生涯を終えることになりましたが、子供の頃から「銀河宇宙の外には何があるのだろうか。さらに、その外には何があるのだろうか」と、いつも考えていました。

壺中^{こちゅう}にあっても、心は自由です。現実には、限られた壺の中ですが、心や思考は際限なく広げることができます。自然科学では不可能なことさえも、心ではできます。医療の世界でも、この「**心の問題**」は無視できないのではないのでしょうか。**医療にも哲学が必要**です。

「つまみ食い」を題材にした拙い狂歌から、遠大な話になってしまい、誇大妄想家である自分を再認識してしまいました。

不景気な世の中で経済的にも制約が多く、私の仲間は高齢化し、病気も多くなり、食べるものだけでなく、「あれをしなければならない」とか、「あれをしてはならない」とか周りは制約だらけですが、その制約を楽しみたいものです。

つまみ食い あんなに旨い ものなのに
食べ放題では さほどでもなし

という拙い歌を、「制約があるから感動するのだ」と制約を楽しむための一助としていただければ、こんな嬉しいことはありません。

